

# 神戸沖処分場に係る水質測定結果(令和元年 5月分)

## 1. 放流水

採取年月日: 令和元年5月度実施せず

項目	単位	採水月日				排水基準等
		5/8	5/15	5/22	5/29	
アルキル水銀化合物	mg/L	-	-	-	-	検出されないこと
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	-	-	-	-	0.005以下
カドミウム及びその化合物	mg/L	-	-	-	-	0.03以下
鉛及びその化合物	mg/L	-	-	-	-	0.1以下
有機燐化合物	mg/L	-	-	-	-	1以下
六価クロム化合物	mg/L	-	-	-	-	0.5以下
砒素及びその化合物	mg/L	-	-	-	-	0.1以下
シアン化合物	mg/L	-	-	-	-	1以下
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	-	-	-	-	0.003以下
トリクロロエチレン	mg/L	-	-	-	-	0.1以下
テトラクロロエチレン	mg/L	-	-	-	-	0.1以下
ジクロロメタン	mg/L	-	-	-	-	0.2以下
四塩化炭素	mg/L	-	-	-	-	0.02以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	-	-	-	-	0.04以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	-	-	-	-	1以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	-	-	-	-	0.4以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	-	-	-	-	3以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	-	-	-	-	0.06以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	-	-	-	-	0.02以下
チウラム	mg/L	-	-	-	-	0.06以下
シマシン	mg/L	-	-	-	-	0.03以下
テオベンカルブ	mg/L	-	-	-	-	0.2以下
ベンゼン	mg/L	-	-	-	-	0.1以下
セレン及びその化合物	mg/L	-	-	-	-	0.1以下
1,4-ジオキサン	mg/L	-	-	-	-	10以下
ほう素及びその化合物	mg/L	-	-	-	-	230以下
ふつ素及びその化合物	※1 mg/L	-	-	-	-	15以下
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	-	-	-	-	200以下
水素イオン濃度(水素指数)		-	-	-	-	5.0~9.0
生物化学的酸素要求量	※2 mg/L	-	-	-	-	60以下
化学的酸素要求量	mg/L	-	-	-	-	90以下
浮遊物質量	mg/L	-	-	-	-	60以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	mg/L	-	-	-	-	5以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	mg/L	-	-	-	-	30以下
フェノール類含有量	mg/L	-	-	-	-	5以下
銅含有量	mg/L	-	-	-	-	3以下
亜鉛含有量	mg/L	-	-	-	-	2以下
溶解性鉄含有量	mg/L	-	-	-	-	10以下
溶解性マンガン含有量	mg/L	-	-	-	-	10以下
クロム含有量	mg/L	-	-	-	-	2以下
大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	-	-	-	-	3000以下
窒素含有量	mg/L	-	-	-	-	120(日間平均60)以下
燐含有量	mg/L	-	-	-	-	16(日間平均8)以下
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	-	-	-	-	10

<備考> 11月8日に還流運転に切り替え、以降は平成31年3月6日~7日の2日間以外は放流なし。

※1 海域に排出される放流水については適用しない。

※2 海域及び湖沼に排出される放流水については生物化学的酸素要求量を除く。

## 放流水質異常時の措置の内容

(神戸沖)

1. 措置を講じた年月

(該当なし)

2. 措置の内容

# 神戸沖処分場に係る水質測定結果(令和元年 5月分)

## 2. 周辺の水域の水

測定結果取得年月日:令和元年 6月28日  
採取年月日:令和元年 5月14日

項目	単位	採水地点		基準
		9	10	
アルキル水銀	mg/L	—	—	検出されないこと
総水銀	mg/L	—	—	0.0005以下
カドミウム	mg/L	—	—	0.003以下
鉛	mg/L	—	—	0.01以下
六価クロム	mg/L	—	—	0.05以下
砒素	mg/L	—	—	0.01以下
全シアン	mg/L	—	—	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	—	—	検出されないこと
トリクロロエチレン	mg/L	—	—	0.01以下
テトラクロロエチレン	mg/L	—	—	0.01以下
ジクロロメタン	mg/L	—	—	0.02以下
四塩化炭素	mg/L	—	—	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	—	—	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	0.1以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	—	—	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	—	—	0.006以下
1,3-ジクロロプロベン	mg/L	—	—	0.002以下
チウラム	mg/L	—	—	0.006以下
ジマシン	mg/L	—	—	0.003以下
チオベンカルブ	mg/L	—	—	0.02以下
ベンゼン	mg/L	—	—	0.01以下
セレン	mg/L	—	—	0.01以下
1,4-ジオキサン	mg/L	—	—	0.05以下
塩化ビニルモノマー	mg/L	—	—	0.002以下
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.066	0.096	1以下

基準命令(昭和52年総理府令・厚生省令第1号)第1条第2項第11号の規定による  
措置に関する事項

(神戸沖)

1. 措置を講じた年月

(該当なし)

2. 措置の内容

(測定地点図)

神戸沖埋立処分場

